

課題「特別支援教育における校内委員会・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・教諭等の役割」

＊平成29年3月の文部科学省の資料を要約したもの

・校内委員会の設置と運営	P. 2
・特別支援教育コーディネーターの指名と校務分掌への位置付け	P. 3
・教職員の理解推進と専門性の向上	P. 5
・保護者との連携の推進	P. 6
・進学等における適切な情報の引継ぎ	P. 6
・特別支援教育コーディネーターの役割	P. 8
・養護教諭の役割	P. 11
・通常の学級の担任・教科担任の役割	P. 13
・通常の学級の担任・教科担任による支援，指導の実際	P. 15
・通常の学級の担任・教科担任を支える仕組み	P. 16
・保護者との協働	P. 17
・合理的配慮	P. 17

校内委員会の設置と運営

(1) 校内委員会の役割の明確化と支援までの手順の確認

校内委員会は、下記の役割を担います。

- 児童等の障がいによる学習上又は生活上の困難の状態及び教育的ニーズの把握。
- 教育上特別の支援を必要とする児童等に対する支援内容の検討。(個別の教育支援計画等の作成・活用及び 合理的配慮の提供を含む。)
- 教育上特別の支援を必要とする児童等の状態や支援内容の評価。
- 障がいによる困難やそれに対する支援内容に関する判断を，専門家チームに求めるかどうかの検討。
- 特別支援教育に関する校内研修計画の企画・立案。
- 教育上特別の支援を必要とする児童等を早期に発見するための仕組み作り。
- 必要に応じて，教育上特別の支援を必要とする児童等の具体的な支援内容を検討するためのケース会議を開催。
- その他，特別支援教育の体制整備に必要な役割。 校内委員会の開催に当たっての手順（定期的に開催する，特別支援教育コーディネーターが必要と判断した場合に開催する等）を明確にした上で，全校的な教育支援体制を確立することが重要です。

また、障がいの有無の判断を校内委員会や教員が行うものではないことに十分留意する必要があります。各学校に在籍する児童等は，特別支援学校と異なり，全ての児童等が障がいによる学習上又は生活上の困難があるわけではないため，各学校における校内委員会の役割として，障がいによる困難のある児童等を早期に支援する仕組み（早期に気付くための教員の研修の実施，判断の参考となるツールの活用，保護者からの相談体制（合理的配慮の提供プロセスも含む）を作ることが重要です

(2) 校内委員会の組織及び構成

校内委員会を設置するに当たっては、独立した委員会として新規に設置したり、既存の学校内組織（生徒指導部会等）に校内委員会の機能を持たせたりする方法があります。それぞれ利点があり、各学校の実情を踏まえて設置することが大切です。また、校内委員会の構成員としては、例えば、管理職、特別支援教育コーディネーター、主幹教諭、指導教諭、通級担当教員、特別支援学級担任、養護教諭、対象の児童等の学級担任、学年主任等が考えられます。大切なことは、各学校の規模や実情に応じて、学校としての方針を決め、教育支援体制を作るために必要な者を構成員とすることです。

(3) 支援内容の共通理解と定期的な評価

校内委員会で支援の対象となった児童等の支援内容について、定期的に校内委員会で確認し、学校内の教職員に共通理解を図ります。そして、学期ごと等、定期的に外部の専門家等の助言も活用しつつ、評価を行います。

(4) 評価結果や保護者の意見を踏まえた支援内容の見直し

児童等の状態や支援内容の評価を踏まえて、必要な見直しを行います。見直しに当たっては、児童等の成長の状態や、家庭における状況の変化等、保護者からの意見も参考にすることが大切です。

特別支援教育コーディネーターの指名と校務分掌への位置付け

(1) 特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係機関・学校との連絡・調整、保護者の相談窓口等の役割を担います。

特別支援教育コーディネーターが合理的配慮の合意形成、提供、評価、引継ぎ等の一連の過程において重要な役割を担うことに十分留意し、その一連の過程が

組織的に機能するよう、特別支援教育コーディネーターを学校全体で支援する体制が必要です。

(2) 指名に当たっての配慮事項

特別支援教育コーディネーターは、特別支援教育について学ぶ意欲があり、学校全体、そして関係機関との連携・協力にも配慮ができ、必要な支援を行うために教職員の力を結集できる力量（コーディネートする力）を有する人材であることが望まれます。

各学校の実情に応じて、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教務主任、生徒指導主事等を指名する場合や特別支援学級担任や通級担当教員、養護教諭を指名する場合等、様々な場合が考えられます。その際には、例えば、特別支援教育コーディネーターの役割を中心的に担う主幹教諭を置いたり、学級・教科担任をもたない教員を指名したりするなど、専ら特別支援教育コーディネーターの業務に従事できるような配慮を行うことが望まれます。

特別支援教育コーディネーターの機能強化、人材育成、円滑な引継ぎ等を考えて、複数名指名することも考えられます。

(3) 校務分掌での位置付け

特別支援教育コーディネーターの校務分掌上の位置付けは、各学校において特別支援教育コーディネーターが担う役割や組織の作り方によって異なります。

校内委員会の主任として位置付ける場合のほか、既存の生徒指導部や学習指導部等の構成員に位置付ける場合等、各学校の実情に応じて様々な考えられます。

例えば、生徒指導部の組織に位置付ける利点として、生徒指導部会において、問題として捉えられた児童の行動について、特別支援教育の校内委員会の機能を有することで、その問題行動が、障がいから生じる不適応であることに気づき、適切な対応により、効果的な指導に繋げることができた例もあります。

教職員の理解推進と専門性の向上

(1) 校内研修の推進

特別支援教育の推進のために、全ての教員が、特別支援教育に関する一定の知識や技能を有していることが不可欠です。とりわけ、通級担当教員、特別支援学級担任については、特別支援教育に関する専門的な知識を特に有する教員を充てる必要があります。そのために、特別支援教育コーディネーターを中心として校内研修を組織的に計画し、教員の障がいへの理解をはじめとする意識改革や、教育上特別の支援を必要とする児童等の在籍する学級集団に対して、より良い指導をするための専門性を高めていくことが求められます。なお、学校内の研修会の内容によっては、教員以外の専門スタッフの参画を求めることや保護者等にも声を掛けて一緒に受講し、より広く理解の推進を図る機会とすることもできます。

(2) 教員の役割に応じた学校外における研修への参加推進

校長は、教育委員会、特別支援教育センター等が開催する、障害の理解を深めるための研修や具体的に支援を行う能力の向上を図るための研修に、教員を積極的に参加させることが大切です。参加に当たっては、通常の学級の担任等に対する基本的な研修、特別支援教育コーディネーターや通級担当教員、特別支援学級担任等に対する専門的な研修等、校内の教育支援体制における各教員の役割に応じて、必要な研修を受講できるようにすることが重要です。

通級担当教員や特別支援学級担任の配置に当たっては、通常の学級の担任や特別支援教育コーディネーターに対し、助言を行う役割もあることに鑑み、通常の学級における指導方法を理解した者を充てることが望まれます。

保護者との連携の推進

(1) 保護者への理解推進

各学級担任や特別支援教育コーディネーター等が保護者との連絡調整の窓口の役割を担うこととなります。通常の学級の中で、教育上特別の支援を必要とする児童等に効果的な教育的支援を行うためには、対象となる児童等の保護者のみならず、全ての保護者に対し、特別支援教育の重要性や特別支援コーディネーターをはじめ校内の教育支援体制について理解を得ることが大切です。その上で、保護者に対し必要に応じて、自校における教育上特別の支援を必要とする児童等への支援内容等を説明し、理解を得ることも求められます。

保護者への理解を図る上では、個人情報保護の観点から情報の管理を慎重に行い、本人や保護者の意向を確認しながら、誤解や学校への不信感が生じないよう配慮することが重要です。

進学等における適切な情報の引継ぎ

(1) 幼稚園から小学校への適切な引継ぎ

幼稚園の園長及び教諭は、小学校と連携を図り、教育上特別の支援を必要とする幼児に対する支援内容を記載した個別の教育支援計画等を、保護者の同意を得つつ、引き継ぎます。

引継ぎに当たって、保護者も含め、直接会って情報を引き継ぐことも有効です。また、小学校は、幼稚園から引き継いだ個別の教育支援計画等による情報を活用しつつ、学級編制、学級担任及び小学校における支援内容を決定することとなりますが、幼稚園と小学校では、教室環境及び支援方法等が大きく異なるため、慎重に行う必要があります。

なお、当然のことながら、幼稚園のみならず、保育所や認定こども園等を卒園した児童についても、支援内容の引継ぎは重要となるため、小学校は、保育所等

とも積極的な連携を図る必要があります。

幼稚園への入学までの過程において，保護者は，子供の成長や発達に様々な不安を抱えている場合があります。幼稚園の園長は，保護者から子供の家庭等での様子を聴いた上で，さらに医療，保健，福祉等の関係機関の相談状況・支援内容等についても把握していく必要があります。そして，教育上特別の支援を必要とする幼児については，個別の教育支援計画等を作成し，入園後も円滑に幼稚園生活を送っていけるようにすることが大切です。この際，医療，保健，福祉等の関係機関と連携し，障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や児童発達支援センター等の障害児通所 支援施設支援で作成されている個別支援計画等がある場合には有効に活用するなど，支援に必要な情報を適切に引き継ぐ必要があります。

（２）小学校から中学校への適切な引継ぎ

小学校と中学校が連携を図り，教育上特別の支援を必要とする児童に対する支援内容を記載した個別の教育支援計画等を保護者の同意を得つつ，引き継ぎます。

また，指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に，効果的と考えられる支援方法や配慮事項を記述することも考えられます。

なお，小学校から中学校に進学すると，教科担任制となったり，部活動が始まったりすることなどにより，学習環境や生活環境が大きく変化するため，特に，学びにくさを感じている教科等の目標や内容について明確にした上で，教科担任にも確実に引き継ぐ必要があります。そのために，双方の関係教職員による互いの学校見学や，児童や保護者の中学校見学等の機会を設けるなど，積極的な連携を図ることが重要となります。

また，小学校から引き続き通級による指導を実施する場合にも，担当者相互の情報交換や引継ぎに加え，児童本人や保護者の教室見学や体験等を通じて，児童自身に進学先の通級による指導をよく理解させた上で実施することが大切です。

特別支援教育コーディネーターの役割

1. 学校内の関係者や関係機関との連絡調整

(1) 学校内の関係者との連絡調整

特別支援教育コーディネーターは、学校内における特別支援教育の推進役として、校内委員会の企画・運営を担い、協議を円滑にできるようにしていきます。また、日頃から校内で教育上特別の支援を必要とする児童等の情報を収集し、必要に応じ、特別支援教育支援員、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等、学校内の専門スタッフとをつなげていく連絡調整役を担います。

(2) ケース会議の開催

校内委員会の判断により、教育上特別の支援を必要とする児童等の実態に対する支援内容等の決定に当たって、個別に、学級担任等関わりのある人たちでつくる少人数集団のチームによる会議（ケース会議）が必要となる場合があります。

特別支援教育コーディネーターは、ケース会議の計画を立てますが、ケース会議の開催に当たっては、必要に応じて保護者や外部の専門家等にも参画を求め、家庭や通級による指導等の場面における情報を収集できるよう、連絡調整を行うことが望まれます。

ケース会議では、児童等の状況の共有や、課題の明確化、今後の具体的な支援内容や方針の確認等を行います。また、ケース会議の結果を校内委員会で報告し、全校の教職員間の共通理解を図ることが重要です。

(3) 保護者に対する相談窓口

各学校において、一般的に、保護者と主に連絡を行う教員は、児童等が在籍する学級の担任になると思われますが、教育上特別の支援を必要とする児童等の保護者からの相談については、特別支援教育コーディネーターが相談窓口の役割を担っているため、保護者から直接相談があることも考えられます。その際は、児童等が在籍している学級の担任と連携を図りつつ、対応することが重要です。

特に、教育上特別の支援を必要とする児童等は、環境によって状態が異なることが多く、学校と家庭では様子が違っていることもあるため、児童等が在籍している学級の担任と保護者では、考え方が異なる場合もあります。そのような時には、対象の児童等に関わる教員や支援に携わる専門スタッフが集まり、保護者とともに解決策を考えていくような話し合いの形態をとることも有効です。

様々な場合を想定しながら、保護者の相談に対応していくことが特別支援教育コーディネーターの役割になります。また、特別支援教育コーディネーターは、各学級担任とともに、児童等本人や保護者等から、現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明を受けるなど、合理的配慮の提供に当たっての相談窓口としての役割も果たします。

2. 各学級担任への支援

(1) 各学級担任からの相談状況の整理

特別支援教育コーディネーターは、支援を要する各児童等について、各学級担任から相談を受け、児童等の情報を偏りなく多角的に聞き取り、各学級担任と一緒に、児童等を取り巻く状況の整理をしていきます。その過程において、各学級担任自身はその学級の課題を解決していくに当たっての糸口を見つけることにもつながります。

(2) 各学級担任とともに行う児童等理解と学校内での教育支援体制の検討

特別支援教育コーディネーターは、児童等の実態把握を行い、各学級担任ができることを見極めながら助言をしていきます。各学級担任の児童等への理解を深めるために、その時点で推察される児童等の障がいから生じる困難さの状況や行動等の背景・考え方、今後の対応への見通し等を説明することが大切です。児童等が直接、特別支援教育コーディネーターに相談に来た場合は、丁寧に事情を聞き取り、相談内容を把握した上で、児童等を取り巻く状況を整理していきます。この際、必ず、各学級担任と連携を図ることが重要です。児童等の実態把握がで

きたら、それらに基づく支援について、各学級担任と相談する中で提案するとともに、必要に応じて校内委員会でも提案し、学校全体で共有します。

（３）進級時の相談・協力

児童等が進級する際には、担任が替わることがあります。児童等の多くが同じ学校内の進級になるため、これまでの学級で行われてきた支援内容に関する引継ぎ事項がある場合は、個別の教育支援計画等を活用しながら、次の進級先の各学級担任に、確実に伝えることが重要です。その際に、新旧の各学級担任間で教育上特別の支援を必要とする児童等に対する指導方針が異なることのないよう、その調整を行うことも、特別支援教育コーディネーターの役割になります。なお、進級先における支援内容についても、進級先の担任とともに、適宜、保護者に伝えていくことが重要です。進学する場合や転校する場合など、進学・転校先の学校が異なる場合は、個別の教育支援計画等を活用しつつ、進学・転校先の特別支援教育コーディネーターと連携しながら、適切に支援内容等を引き継ぐ必要があります。

３．巡回相談員や専門家チームとの連携

（１）巡回相談員との連携

年間を通じた巡回相談員の相談日、相談者の調整を行います。必要に応じて、巡回相談員の校内委員会への参加を求めることも必要です。

（２）専門家チームとの連携

各学級担任、保護者等からの相談の状況を踏まえて、専門家チームへの依頼が必要な場合は、校内委員会に専門家チームの活用について提案を行います。その後、校内委員会の構成員が分担し、収集した児童等の情報、校内委員会における実態把握・評価、個別の教育支援計画等、専門家チームに依頼する内容とその理由等をまとめた資料を作成します。

なお、専門家チームに依頼する際には、外部の者に情報を提供することになる

ことから、個人情報の取扱いも含め、事前に保護者に十分な説明を行い、理解を得ることが大切です。専門家チームからの意見や助言に基づき、個別の教育支援計画等や校内での支援等の改善につなげていきます。

4. 学校内の児童等の実態把握と情報収集の推進

各学校では、あらかじめ教育上特別の支援を必要とする児童等が明確になっているわけではないため、学校において早期支援が行える体制を構築することが重要です。そのため、特別支援教育コーディネーターは、通常の学級の担任をはじめとする教職員が、学習面、行動面で気になる児童等に気付いた場合や、児童等への指導について悩んでいる教職員がいる場合に、校内委員会を通して、それを支援できるような校内体制をつくるようにします。

また、特別支援教育コーディネーターは、校内委員会において、全ての教職員を対象とした早期支援のための学校内の研修の計画や、学習面又は行動面において困難のある児童等に係る困難の状況の実態把握のための参考指標の使用等を提案します。

その後は、実際の学級経営や支援に役立っているか、教職員に確認しながら、今後の支援内容の改善に役立てるようにします。

養護教諭の役割

(1) 児童等の健康相談等を行う専門家としての役割

養護教諭は、日々の健康観察や保健調査及び健康診断結果等から一人一人の健康状態を把握しています。また、児童等が保健室に来室した際の何気ない会話や悩み相談等から、児童等を取り巻く日々の生活状況、他の児童等との関わり等に関する情報を得やすい立場にあります。養護教諭は、障がいのある児童等に対しては、特別支援教育を念頭に置き、個別に話を聞ける状況を活用しつつ、児童等に寄り添った対応や支援を行うことが重要になります。また、児童等から収集し

た情報については、必要に応じて各学級の担任や他の関係する教職員と共有することが大切です。

（２）特別支援教育コーディネーターとの連携と校内委員会への協力

養護教諭は、職務の特質から、児童等の心身の健康課題を発見しやすい立場にあります。また、校内での学年等の枠や校種間を超えて、情報を収集することもできます。情報収集に当たっては、特別支援教育コーディネーターと事前に協議し、校内での効果的な情報の共有を図ることを心掛けます。定期的な相談や情報交換を行う体制づくりが大切です。これらのことから、校内委員会の構成員になることが望ましいといえます。

（３）教育上特別の支援を必要とする児童等に配慮した健康診断及び保健指導の実施

養護教諭は、教育上特別の支援を必要とする児童等に配慮した健康診断及び保健指導を実施する必要があります。健康診断における困難さとして、例えば、LD（学習障害）があり、ランドルト環方式の視力検査が苦手だったり、ADHD（注意欠如・多動性障害）があり、聴力検査や心電図検査が円滑にできなかったりすることが挙げられます。こうした児童等が在籍する場合は、あらかじめ校内委員会等において、健康診断及び保健指導の計画の立案等を積極的に行い、方針を決めた上で、事前に保護者と相談を行いつつ、健康診断を実施することが重要です。健康診断と保健指導をきっかけに保護者との連携を深めることもできます。

（４）学校医への相談及び医療機関との連携

養護教諭は、児童等の心身の健康課題を把握し、医療機関への受診の必要性等について、学校医に相談を行います。また、必要に応じて学校医に対して、授業や休み時間等に児童等の様子を共に観察することを提案するなど、児童等の日常的な様子や実態を把握する働き掛けを行うことも考えられます。なお、医療的ケアが必要な児童等に対する支援に当たって、特別支援教育コーディネーターが医療

機関等の専門家と連携を図る必要がある場合には、積極的に協力することが望ましいと考えられます。

通常の学級の担任・教科担任の役割

(1) 通常の学級の担任・教科担任として身に付けたい力

通常の学級には、学習上又は行動上の困難があり、教育上特別の支援を必要とする児童等が6.5%程度の割合で在籍していることが明らかになっています(平成24年文部科学省調査)。これらの児童等は、障がいから生じる困難さが表面化しにくいこともあり、本人や保護者も障がいとして自覚しにくい場合があるため、児童等の表面化している問題の行動について、その原因が本人の怠けや努力不足、家族のしつけ不足によるものなどと誤解されることがあります。また、平成25年の学校教育法施行令の改正によって、就学手続きの考え方が改められたことに伴い、障がいのある児童等が通常の学級に在籍することが多くなっています。通常の学級の担任・教科担任についても、特別支援教育に関する研修の積極的な受講により、発達障害も含めた様々な障がいに関する知識を深めるとともに、児童等のつまずきや困難な状況等の背景を正しく把握できるようになることで、適切な指導や必要な支援につなげていく力を身に付けることが期待されています。

(2) 早期の気付きと正しい理解

発達障害をはじめとする見えにくい障がいについては、通常の学級に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童等のつまずきや困難な状況を早期に発見するため、児童等が示す様々なサインに気付くことや、そのサインを見逃さないことが大切です。

例えば、「文字をよく書き間違える」、「特定の事柄に注意が向き、私語が多くなったり気が散ったりしてしまう」、「机や鞆の中が整理できない」、「複数のことを同時にできない」、「友達とコミュニケーションが上手くいかない(一方的な話し

方をする)」等、行動面で気付きやすいものから、「おとなしく座っているが教科書が同じページのまま動かない」、「特定の領域のテストで点数が取れない」など、学習面で気付きにくいものがあります。さらに、他の児童等に比べて「頻度が多い、程度が重い、継続性がある」と感じた場合は、行動の記録を蓄積することが、背景を探る手がかりとなります。 行動の記録は、「いつ」「どこで」「どのような時」「どんな問題が起こるか」、あるいは「上手くいっているときはどんな時か」を観察することから始まります。

学級担任や教科担任として支援が必要な児童等のサインに気付くための場面や機会の例

（ア）児童生徒の困っている状況からの気付きと理解（担任の学習や生活場面で子供が困っている状況からの気付きです。）

- ・教科書を読む時に行をとばしたり、単語を言い換えたりして読んでしまいます。
- ・ノートを書く時に、他の子に比べてとても時間がかかっています。

（イ）指導上の困難からの気付きと理解（担任の指導上困っている場面や状況からの気付きです。）

- ・順番が待てずに、他の人の学習をじゃましてしまいます。
- ・授業中、たびたび座席を離れて立ち歩いてしまいます。

（ウ）保護者相談での気付きと理解（担任の家庭訪問や教育相談における保護者からの情報による気付きです。）

- ・次々と物を出してしまい、部屋中散らかりっぱなしで片付けができません。
- ・翌日の学習の準備ができません。何でもカバンにつめこんでしまいます。

通常の学級の担任・教科担任による支援，指導の実際

(1) 特別支援教育の視点を生かした温かい学級経営

通常の学級に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童等に対して，適切な指導や必要な支援を行うためには，基盤となる環境や人間関係を整える必要があります。特に支援が必要な児童等も含めた学級全員が，互いの良さを認め合い，大切にする温かい学級経営を心がけることが重要です。そのためには，障がいへの偏見や差別を解消する教育（障害者理解教育）を推進することを通して，児童等が様々な多様性を受け入れる心情や態度を育むように工夫することが重要であり，教員自身が，支援の必要な児童等への関わり方の見本を示しながら，周囲の児童等の理解を促していくことが大切です。集団指導において，一人一人の障がい等の特性に応じた適切な指導や必要な支援を行う際は，学級内の全ての児童等に「特別な支援の必要性」の理解を進め，互いの特徴を認め合い，支え合う関係を築きつつ行うことが重要です。

(2) 全ての児童等にとって分かりやすい授業

授業は，全ての児童等にとって，分かる，できる，楽しい授業であることが求められます。特別支援教育の視点を生かした授業を創意工夫することで，教育上特別の支援を必要とする児童等だけでなく，全ての児童等にとって「分かる，できる，楽しい授業」になります。例えば，言葉だけを使った授業よりも，次のような授業スタイルが全ての児童等に有効です。

- 授業のねらいと内容を明確にした上で，めあてや学習の流れ等を板書その他の方法で視覚化する。
- 授業の開始，終了時刻を事前に伝える。
- 発表のルールを明示するなど，話し方や聴き方を提示する。
- 教室内の座席配置や設営を工夫する。また，教育上特別の支援を必要とする児童等に行う個別の支援について，周囲の児童等に説明を行う際は，困難さや苦

手さについて理解を求めるのみでなく、その児童等の良さや頑張り等の良い面を積極的に伝えることが大切です。個別の支援方法や、個々の障がい毎の具体的な支援内容については、文部科学省が作成した「教育支援資料」等にも記載があります。

通常の学級の担任・教科担任を支える仕組み

(1) ケース会議の開催と校内委員会

ケース会議は、校内委員会とは異なり、関わりのある人たちで柔軟に少人数によるチームを作り、児童等の支援内容について検討する会議です。ケース会議の計画は、特別支援教育コーディネーターが立てますが、必要に応じて保護者等にも参画を求めることとなるため、家庭等における情報の収集に当たっては、普段、最も連絡を取り合う通常の学級の担任が中心となって動くことが重要です。その上で、特別支援教育コーディネーターと連携しつつ、児童等の状況報告、児童等の現状と課題の明確化、これからの具体的な支援内容や方針の確認等を行っていく必要があります。

(2) 学校内の人材を活用した支援

通常の学級の中には、発達障害を含む様々な障がいや、その程度の異なる児童等が在籍しています。児童等への特別な支援等が求められた場合、学校は専門スタッフを配置し、教育活動を提供していく体制を整えます。その際、特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会において校内の人材や専門的な支援が可能な関係機関を洗い出します。校種や学校の状況によって違いはありますが、通常の学級の担任・教科担任として、通級担当教員、特別支援学級担任及び養護教諭並びにスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等との連携を図ります。また、個別の教育支援計画等を活用し、それぞれの役割を明確にして、児童等の実態把握や支援内容、役割分担について共通理解を図ります。

保護者との協働

(1) 保護者との信頼関係の構築

教育上特別の支援が必要な児童等に、保護者と信頼関係を築き、協働で支援することは、教育的な効果の高まりにつながります。通常の学級の担任は、学級に教育上特別の支援を必要とする児童等がいることに気付いた場合、保護者との情報共有を行うことが重要です。

保護者は、児童等の困難さやつまづきへの気付き方や障がいに対する理解・考え方が一人一人異なりますので、保護者の思いや考え方を考慮する必要があります。その上で、教育上特別の支援を必要とする児童等の学校での状況や、取組、変容等を丁寧に、誠意をもって伝えていきます。そして、児童等の成長を中心に伝えながら、更なる成長につながる支援について、家庭での様子も参考にしつつ、保護者とともに今後の対応を考え、学校と家庭が同じ目標で取り組めるようにしていきます。

目標や支援内容を伝える際は、特別支援教育コーディネーターと事前に相談、確認することが大切です。

合理的配慮

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

関係事業者は、法第8条第2項の規定のとおり、その事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）をするように努めなければならない。

ア 権利条約第2条において、「合理的配慮」は、「障がい者が他の者との平等を基

礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、事業者に対し、その事業を行うに当たり、個々の場面において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮に努めなければならないとしている。合理的配慮は、障がい者が受ける制限は、障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものという、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がい者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。合理的配慮は、事業者の事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障がい者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること及び事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

イ 合理的配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、過重な負担の基本的な考え方に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障がい者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障がい者が多数見込まれる場合、障がい者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる可能性がある点は重要であることから、環境の整備に取り組むことを積極的に検討することが望ましい。

ウ 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示、身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、意思の表明には、障がい者からの意思の表明のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思の表明が困難な場合には、障がい者の家族、介助者、法定代理人その他意思の表明に関わる支援者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障がい者が家族やコミュニケーションを支援する者を伴っておらず、本人の意思の表明もコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も困難であることなどにより、意思の表明がない場合であっても、当該障がい者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑み、当該障がい者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

エ 合理的配慮は、障がい者等利用を想定して事前に行われる建築物バリアフリー化、介助者や日常生活・学習活動などの支援を行う支援員等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障がいの

状態等が変化することもあるため、特に、障がい者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

オ 介助者や支援員等の人的支援に関しては、障がい者本人と介助者や支援員等の人間関係や信頼関係の構築・維持が重要であるため、これらの関係も考慮した支援のための環境整備にも留意することが望ましい。また、支援機器の活用により、障がい者と関係事業者双方の負担が軽減されることも多くあることから、支援機器の適切な活用についても配慮することが望ましい。

カ 同種の事業が行政機関等と事業者の双方で行われる場合には、事業の類似性を踏まえつつ、事業主体の違いも考慮した上での対応に努めることが望ましい。

さらに、文部科学省所管事業分野のうち学校教育分野については、障がい者との関係性が長期にわたるなど固有の特徴を有することから、また、スポーツ分野についてはスポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）等を踏まえて、文化芸術分野については文化芸術振興基本法（平成 13 年法律第 148 号）等を踏まえて、各分野の特に留意すべき点を別紙 2 のとおり示す。

（２）過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、関係事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。個別の事案ごとに具体的場面や状況に応じた検討を行うことなく、一般的・抽象的な理由に基づいて過重な負担に当たると判断することは、法の趣旨を損なうため、適当ではない。関係事業者は、個別の事案ごとに具体的な検討を行った上で過重な負担に当たると判断した場合には、障がい者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- ① 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- ② 実現可能性の程度（物理的・技術的制約，人的・体制上の制約）
- ③ 費用・負担の程度

④ 事務・事業規模

⑤ 財政・財務状況

(3) 合理的配慮の具体例

合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、掲載した具体例については、

○ 前提として、過重な負担が存在しないこと

○ 事業者に強制する性格のものではないこと

○ これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではないことに留意する必要がある。関係事業者においては、これらの合理的配慮の具体例を含む本指針の内容を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待される。